

シンガポール、「IP2SGに関する実務指針
（” Special IP2SG Practice DIRECTION No.1 of 2014”）」について

2014年11月8日

ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁は、知的財産権の出願等に関する新たなオンラインシステムである「IP2SG」の利用に関する新たな実務指針（” Special IP2SG Practice DIRECTION No.1 of 2014”）を公表した。この実務指針は、2014年11月24日から適用される。

公表日

2014年10月27日

URL等

[http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Forms%20and%20fees/IP2SG%20LegUpdates/Oct%2027/Special%20IP2SG%20PD%20No.%201%20of%202014%20\(EOS\).pdf](http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Forms%20and%20fees/IP2SG%20LegUpdates/Oct%2027/Special%20IP2SG%20PD%20No.%201%20of%202014%20(EOS).pdf)

本内容は、日本貿易振興機構が2014年10月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。